

債権譲渡登記申請データ作成 Q & A

東京法務局民事行政部債権登録課

1. 登記共通事項ファイル(COMMON.xml)

番号	質問	回答
1	登記原因年月日として入力すべき日付の意義について教えてください。	「登記原因」とは、債権の譲渡等の原因となる契約(売買, 贈与, 譲渡担保等)等をいいます。したがって、「登記原因年月日」には、その譲渡人・譲受人間の当該契約等が成立した年月日を入力することになります。申請日より将来の日付を入力しても登記することはできませんので、注意してください。
2	登記原因コードには、誰と誰との間に成立した契約等を原因として入力するのでしょうか。	登記の申請人である譲渡人と譲受人(質権設定登記であれば、質権設定者と質権者)との間に成立した契約等の登記原因を入力することになります。なお、登記原因が「その他」以外の場合でも、登記原因欄に登記原因となる契約名称等を入力することも可能です。
3	売買を登記原因とする場合、登記原因コードを「01」とし、さらに、登記原因欄に「売買」と入力するのでしょうか。	入力する必要はありません。登記原因コードを「01」と入力したことにより、売買が選択され、登記事項証明書・登記事項概要証明書(以下「登記事項証明書等」という。)の登記原因にも「売買」が表記されます。登記原因欄に「売買」を入力すると、登記事項証明書等に「売買」が二重に表記されることとなりますので、注意してください。

4	<p>存続期間の満了年月日として入力すべき日付の意義について教えてください。</p>	<p>存続期間とは、登記の効力を保持することができる期間をいいます。言い換えれば、登記により債権譲渡の第三者対抗要件を具備することができる期間ということになりますが、原則として、債権の全てが債務者特定の債権の場合には登記の日から50年以内、その他の場合(1個でも債務者不特定の債権がある場合)には登記の日から10年以内となります。したがって、この期間内で、登記の効力を保持しておきたい期間を考慮し、その満了の日付を入力してください(例えば、平成26年4月1日に登記を受け付けた場合の10年後は平成36年4月1日まで、50年後であれば平成76年4月1日まで定めることができます。)</p>
5	<p>将来債権(既発生債権と将来債権が混在している場合を含む。)についての存続期間の満了年月日は、債権発生年月日の終期と同日とすることは可能でしょうか。 また、債権発生年月日の終期より前の日付とすることは可能でしょうか。</p>	<p>将来債権についての存続期間は、50年以内(1個でも債務者不特定の債権がある場合は10年以内)であれば、申請当事者の合意によって設定することができますので、債権発生年月日の終期と同日でも設定が可能です。 また、債権発生年月日の終期より前の日付を設定することも可能ですが、その場合は、債権発生前に存続期間が満了してしまう可能性があることになり、弁済期より前に設定すると、その支払を受ける前に存続期間が満了し、第三者対抗要件を失ってしまうこととなりますので、注意してください。</p>
6	<p>備考欄に記録することができる「債権譲渡を特定するために有益な事項」には、どのような事項が当たるのでしょうか。</p>	<p>他の項目に記録すべき事項以外のものであって、債権譲渡を特定するために有益な事項であれば記録することができます。例えば、譲渡人又は譲受人が債権譲渡の契約をした後、登記前に合併してその一方が解散した場合には、登記は、合併後の存続会社からすることができますが、その際、登記共通事項(COMMON)ファイルの備考欄にその旨や消滅会社の商号を入力することなどが考えられます。</p>

2. 譲渡人ファイル(JT.xml)

番号	質 問	回 答
1	譲渡人が個人の場合には、どのようにして譲渡人ファイルのデータを作成するのでしょうか。	債権譲渡登記制度を利用するためには、譲渡人は、必ず法人である必要があります(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第4条1項)。したがって、譲渡人が個人である場合には、債権譲渡登記制度を利用することができません。その場合に債権譲渡の対抗要件を具備するには、民法第467条の規定に従って行うことになります。
2	譲渡人ファイルのデータを作成する際、譲渡人の所在が「○丁目□番△号」のところを、「○ー□ー△」というように、一部を省略することができますか。	省略することをせず、本店を証する書面どおりに入力してください。
3	譲渡人のフリガナの入力は、必須でしょうか。	フリガナは必須項目となりますので、必ず入力してください。商号に「・」(ナカテン)が含まれている場合には、商号等欄には入力を要しますが、フリガナ欄には「ナカテン」等を入力せずに左詰で入力します。
4	国又は地方公共団体を譲渡人として、債権譲渡登記の申請をする場合のデータの作成方法について教えてください。	譲渡人を国とする場合には、商号等欄に「国」、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)を入力することになります。また、地方公共団体については、商号等欄に「○○県」又は「○○県○○市」等、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)と入力することになります。

3. 譲受人ファイル(JJ.xml)

番号	質 問	回 答
1	譲受人が個人の場合には、どのようにして譲渡人ファイルのデータを作成するのでしょうか。	譲受人ファイルは、譲受人を特定するために必要となるファイルであり、譲受人が個人の場合には、申請の際、その住所・氏名を証する書面(住民票等)を添付する必要があります(動産・債権譲渡登記規則13条1項1号)。したがって、譲受人ファイルには、当該書面記載の譲受人の住所・氏名をそのまま入力することになります。
2	譲受人について、屋号を入りたいのですが、どのようにしてデータを作成したらよいのでしょうか。	譲受人ファイルのデータを作成する際に屋号を使用することはできません。屋号を使用している個人事業者が債権譲渡登記制度を利用したい場合には、個人として登記していただくこととなりますので、譲受人ファイルのデータには個人の住所・氏名を入力してください。
3	譲受人ファイルのデータを作成する際、譲受人の所在が「○丁目□番△号」のところを、「○ー□ー△」というように、一部を省略することができますか。	省略することをせず、譲受人が自然人であるときは、その住所を証する書面(例えば、住民票)どおりに、法人であるときは、本店を証する書面どおりに入力してください。
4	譲受人のフリガナの入力は、必須ですか。	フリガナは必須項目となりますので、必ず入力してください。商号に「・」(ナカテン)が含まれている場合には、商号等欄には入力を要しますが、フリガナ欄には「ナカテン」等を入力せずに左詰で入力します。
5	国又は地方公共団体を譲受人として債権譲渡登記の申請をする場合のデータ作成方法について、教えてください。	譲受人を国とする場合には、商号等欄に「国」、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)を入力することになります。また、地方公共団体については、商号等欄に「○○県」又は「○○県○○市」等、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)を入力することになります。

4. 債権個別事項ファイル(CREDIT.xml)

	質 問	回 答
1	債務者不特定の将来債権について、債権の個数の数え方を教えてください。	<p>債務者不特定の将来債権については、債務者以外の事項で債権を特定することになります。したがって、債権を特定する事項(債権の種類、債権の始期、終期、債権発生原因等)が全て同一であれば、一個の債権として登記することができますし、複数のパターンに分かれるようであれば、複数個に分けて登記することになります。</p> <p>なお、登記事項証明書を申請する場合には、債権の個数ごとに手数料が必要となりますので、注意してください。</p>
2	既発生債権と将来債権の双方がある場合において、債権総額欄には、既発生の債権の合計額だけを入力すればよいのでしょうか。	債権総額欄にデータを入力するのは、債権の全てが債務者特定の既発生債権である場合にに限られます。1個でも将来債権が混在している場合には、入力することができません。
3	債権の種類コードは、具体的に誰が誰に対して有する債権の種類を選択して入力するのでしょうか。	原債権者(譲渡債権発生時の債権者)が債務者(譲渡債権の債務者)に対して有する債権の種類を選択して入力します。
4	債権の種類コードを選択する際、既発生債権・混在型債権・将来債権のいずれであるのかは、どの時点を基準として考えればよいのでしょうか。	<p>登記原因年月日として記録した日付を基準として考えることになります。債権発生年月日の終期が登記原因年月日以前の場合は、既発生債権を選択します。</p> <p>一方、債権発生年月日の始期が登記原因年月日と同日の場合は、混在型債権と将来債権のいずれの可能性もあります。具体的な契約内容に従って申請人において判断の上、選択していただくことになります。</p> <p>債権発生年月日の始期が登記原因年月日より後の場合は、将来債権を選択します。</p>

5	<p>請負代金債権について、会計上、売掛金として処理していますが、債権の種類コードは、売掛債権を選択すればよいのでしょうか。</p>	<p>債権の種類コードは、譲渡債権を特定する上で必要となる事項の一つです。したがって、債権譲渡契約の当事者以外の債務者や第三者が、譲渡の対象となった債権かどうかを特定することができるようなコードを選択する必要があります。磁気ディスクへのデータの記録方式についての法務省告示(動産・債権譲渡登記令第7条第3項の規定に基づく法務大臣が指定する磁気ディスクへの記録方式に関する件(平成23年法務省告示第40号))に設けられている15種類の債権の種類コードから、その内容に合った適切なものを選択して入力していただくことになります。</p>
6	<p>債権の種類コードに「工事請負代金債権」というものがありますが、工事以外の請負代金債権は、どの「債権の種類コード」を選択すればよいのでしょうか。</p>	<p>工事以外の請負代金債権には、各種業務の請負代金債権など、様々なものが考えられますが、その契約内容に応じて「その他の報酬債権」又は「その他の債権」を選択した上で、債権発生原因を具体的に入力することになります。</p>
7	<p>売掛債権ではない売買代金債権は、どの「債権の種類コード」を選択すればよいのでしょうか。</p>	<p>売買代金債権は、一般的には売掛債権に該当するケースが多いと考えられますが、売掛債権に該当しない場合もあると考えられますので、他の債権の種類コードに適当なものがなければ、「その他の債権」を選択することになります。その上で、債権発生原因を具体的に入力する必要があります。</p>
8	<p>契約年月日として入力すべき日付の意義について教えてください。</p>	<p>譲渡の対象となる債権が、(原)債権者と債務者間で発生する原因となった契約の成立年月日を入力します。契約年月日が不明な場合等については、必ずしも入力する必要はありません。</p>
9	<p>契約年月日は、必ず入力する必要があるのでしょうか。</p>	<p>必ずしも、入力する必要はありません。債権の特定に必要な場合について、任意に入力することができる項目となっています。</p>
10	<p>債権発生年月日の始期及び終期として入力すべき日付の意義について教えてください。</p>	<p>譲渡人と譲受人の間の債権譲渡契約において対象とされた債権((原)債権者と債務者間で発生する(した)債権)の発生日の始期と終期を入力します。</p>
11	<p>債権発生年月日が特定の1日だけの場合には、始期と終期は、どのように入力することになりますか。</p>	<p>始期、終期ともに、同一の日付(当該特定の日)を入力することになります。</p>

12	債権の発生期間に制限はありますか。	データ入力上の制限はありませんが、あまりに長期間に及ぶ等、特段の事情が認められる場合には、公序良俗に反するなどとして、その契約の効力の全部又は一部が否定される場合がありますので注意してください。
13	将来債権について、債権発生年月日の終期を必ず特定しなければならないのでしょうか。	債権譲渡登記(質権設定登記を含む。)においては、債権発生年月日が登記事項になっていますが、債権発生年月日の始期及び終期については、債権を特定する要素の一部として必ず入力する必要がありますので、将来債権であっても、終期の入力が必要となります。
14	債権発生原因は、具体的に何を入力すればよいのでしょうか。	(原)債権者と債務者間で発生する(した)譲渡の対象とされた債権の発生原因を具体的に入力する必要があります。 (例) ○年○月○日××契約に基づく△△債権 債権発生原因については、債権の種類コードの「その他債権」を選択した場合及び債務者不特定の将来債権の場合は、必ず入力する必要があります。それ以外の場合は、任意で入力することができます。
15	発生時債権額と譲渡時債権額の違いについて、教えてください。	発生時債権額とは、債権の発生日が一つの日である場合にはその日に発生した債権額が、債権の発生日が数日に及ぶ場合には、その間に発生した債権額がこれに当たり、譲渡時債権額とは、債権を譲渡した時の債権額がこれに当たります。
16	発生時債権額と譲渡時債権額は、必ず入力する必要がありますのでしょうか。	譲渡又は質入の対象とされた債権が債務者特定の既発生債権の場合には、必ず入力する必要があります。それ以外の場合(例えば、債務者特定の既発生債権と将来債権の混在型債権、債務者特定の将来債権、及び債務者不特定の将来債権)については、入力する必要はありません(入力しても申請データチェックでエラーになります。)

17	既発生債権につき、譲渡時には幾らかの金額があったが、申請時に残高が0になった場合でも登記できますか。	譲渡時に幾らかの金額があった場合には、申請時に残高が0になった場合でも、登記をすることができます。 なお、譲渡時に残高が0(又はマイナス)であった場合には、譲渡時に債権が存在しないことになるため、当然のことながら登記できません。
18	将来債権を譲渡の対象とする場合には、譲渡債権の限度額を入力することができますか。	入力することができます。例えば、債権個別事項(CREDIT)ファイルの備考欄に「譲渡債権の総額は、〇〇万円までとする。」等と入力する方法が考えられます。
19	債権の一部の譲渡であることを公示したい場合には、どのような入力方法を採用することができますか。	例えば、債権個別事項(CREDIT)ファイルの備考欄に「譲渡した債権は、本債権の一部であり、譲渡債権額は、〇〇万円である。」と入力する方法が考えられます。
20	債権個別事項(CREDIT)ファイル中の備考欄に、「～を除く」として、一部の債権を除外することができますか。	債権個別事項(CREDIT)ファイルの備考欄に一部の債権を除外する旨の記載をすることは可能です。例えば、債務者不特定の将来債権の場合において、債務者がA会社であるものを除くときには、備考欄に「～債務者(本店・商号A)を除く。」と入力する方法が考えられます。
21	太陽光発電による電力を電力会社に供給することによって、得られる債権を譲渡対象債権としたいのですが、債権発生原因はどのように入力すればよいのでしょうか。	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第四条第一項に定める特定契約に基づく売電債権」等が考えられます。 また、受給設備IDは、債権を特定する有益事項として、備考欄に入力することが考えられます。
5. 債務者ファイル(SM.xml)		
番号	質 問	回 答
1	債務者ファイルに入力すべき債務者の意義について教えてください。	譲渡人(債権者)が譲渡する債権の債務者のデータを入力することになります。

2	譲渡債権について債務者が複数存在する場合(連帯債務等)の債務者データの作成方法を教えてください。	まず、債務者の数を特定した上で、申請データの債務者(SM)ファイル中のタグ<債務者>から</債務者>までの部分を債務者の人数分繰り返して作成します。
3	債務者のフリガナの入力は、必須でしょうか。	フリガナは必須項目となりますので、必ず入力してください。商号に「・」(ナカテン)が含まれている場合には、商号等欄には入力を要しますが、フリガナ欄には「ナカテン」等を入力せずに左詰で入力します。
4	債務者ファイルのデータを作成する際、債務者の所在が「○丁目○番△号」のところを、「○ー□ー△」のように、一部を省略することができますか。	省略することをせずに、債務者が自然人であるときは、住民票どおりに、法人であるときは、本店を証する書面どおりに入力してください。
5	国又は地方公共団体を債務者として債権譲渡登記の申請をする場合のデータ作成方法について、教えてください。	債務者を国とする場合には、商号等欄に「国」、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)を入力することになります。また、地方公共団体については、商号等欄に「○○県」又は「○○県○○市」等、本店等所在欄に「-」(全角ハイフン)を入力することになります。 なお、省庁名や部署名については、取扱店欄に入力することができます。

6. 原債権者ファイル(GS.xml)

番号	質 問	回 答
1	原債権者ファイルに入力すべき原債権者の意義について教えてください。	譲渡する債権が発生した時点における債権者を入力します。譲渡人と同一人の場合が多いと考えられますが、債権発生時における債権者(A)から債権を譲り受けた者(B)が、当該債権を更に譲渡した場合(譲渡人=B、原債権者=A)等、原債権者と譲渡人とが異なる者となることもあります。
2	原債権者のフリガナの入力は、必須ですか。	フリガナは必須項目となりますので、必ず入力してください。商号に「・」(ナカテン)が含まれている場合には、商号等欄には入力を要しますが、フリガナ欄には「ナカテン」等を入力せずに左詰で入力します。

7. その他

番号	質 問	回 答
1	使用することができる文字及び使用することができない文字の取扱いについて、教えてください。	使用することができる文字は、原則としてJIS第一水準及び第二水準のものです。したがって、その範囲外の外字は使用することができません。その場合には、カタカナでその読みを入力することになります。
2	商号等には、ローマ字商号以外でも、全角スペースを入力することができますか。	入力することはできません。全角スペースを使用することができるのは、商号又は名称にローマ字を使用している場合に限られます。
3	債務者特定の債権と債務者不特定の債権を1件の申請で登記することができますか。	当事者(譲渡人・譲受人)及び登記原因が同一であれば可能です。ただし、債権は分ける必要がありますので、登記をする債権個数は、複数になります。
4	申請データチェックは、必ず行わなければなりませんか。	申請データチェックをかけなければ、申請することができないということはありませんが、債権譲渡登記等の申請データ仕様は、かなり複雑なものになっている上、申請データに誤りがあると、登記申請が取下げ又は却下になってしまいます。そのような事態を防止する意味でも、申請前には、必ず申請データチェックを行ってください。
5	申請データチェックが正常に終了すれば、申請データの誤りを原因とする不備が生ずることはないでしょうか。	申請データチェックが正常に終了しても、磁気ディスクの記録が登記申請書の添付書面の記載と抵触するとき等は、登記を行うことができません。
6	申請データチェックをかけた後、申請データを、データチェックをかける際に格納したフォルダごと磁気ディスクに保存してよいでしょうか。	申請磁気ディスクには、フォルダを設けずXMLファイルのみ保存してください。フォルダごと保存されていると、不要なファイルが存在するというので、エラーになります。

7	<p>複数の登記申請を、申請ごとにフォルダに分けて、同一の磁気ディスクに保存して申請することができますか。</p>	<p>できません。申請磁気ディスクは、申請ごとに添付する必要があります。その際は、フォルダを設けずXMLファイルのみを保存してください(6番の回答参照)。</p>
8	<p>予備欄に記録した事項は、証明書に反映されますか。</p>	<p>予備欄は、予備項目ですので、入力しないでください。予備欄に記録しても、証明書には、一切、反映されません。</p>

- ・債務者特定の既発生債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以前に既に具体的に発生しているものをいいます。
- ・債務者特定の混在型債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時において既に具体的に発生している部分と将来具体的に発生する部分とが存するものをいいます。
- ・債務者特定の将来債権とは、特定の債務者に対する金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいいます。
- ・債務者不特定の将来債権とは、債務者以外の要素によって特定される金銭債権であって、債権譲渡契約又は質権設定契約の締結の時以後に具体的に発生するものをいいます。
- ・申請データは所定の記録方式に従って作成される必要があります。登記申請の前に、「申請人プログラム」を用いて、申請データをチェックされるようお願いします(本文では「申請データチェック」といいます。)